

観音寺市地域クラブ運営業務委託
プロポーザル実施要領

令和8年4月

観音寺市地域クラブ運営業務委託プロポーザル実施要領

1 業務名

観音寺市地域クラブ運営業務

2 目的

この要領は、中学生部活動地域展開における観音寺市地域クラブを運営するにあたり、専門的知識や経験を生かし効果的・効率的にクラブ運営業務を実施できる事業者を選定するため、公募型プロポーザル方式によることとし、実施に必要な事項を定めるものである。

3 業務内容

別紙 観音寺市地域クラブ運営業務仕様書(以下「仕様書」という。)のとおり

4 履行期間

令和8年7月1日から令和14年3月31日まで

5 提案限度額

284,979,684円(消費税及び地方消費税を含む。)

年度ごとの提案限度額は、下表のとおりとする。(消費税及び地方消費税を含む。)

年度区分		提案限度額
令和8年度	令和8年7月1日から令和9年3月31日まで	8,400,084円
令和9年度	令和9年4月1日から令和10年3月31日まで	56,041,920円
令和10年度	令和10年4月1日から令和11年3月31日まで	55,843,920円
令和11年度	令和11年4月1日から令和12年3月31日まで	55,139,920円
令和12年度	令和12年4月1日から令和13年3月31日まで	54,776,920円
令和13年度	令和13年4月1日から令和14年3月31日まで	54,776,920円

6 公募から業者選定までのスケジュール(予定)

項目	期日・期間等
公告日、実施要領等の公表	令和8年4月30日(木)
参加申込書の受付期間	令和8年4月30日(木)～令和8年5月18日(月)
質問受付期間	令和8年4月30日(木)～令和8年5月13日(水)
質問に対する市の回答の期限	令和8年5月15日(金)
参加資格決定通知	令和8年5月19日(火)
提案書等受付期間	令和8年5月21日(木)～令和8年6月4日(木)

参加業者のプレゼンテーション	令和8年6月18日(木)
契約予定者の選定	令和8年6月18日(木)
選定結果通知	令和8年6月25日(木)までに通知
業務開始	令和8年7月1日(水)

7 参加申込に伴う提出書類、申込先及び申込方法

(1) 本プロポーザルに参加しようとする事業者は、次の書類を提出すること。(※エは写し可)

ア 参加申込書(様式1及び様式1別紙)

イ 会社要覧 会社概要が確認できるもの

ウ 法人の履歴事項全部証明書(証明年月日が申請書提出日以前3か月以内のもの)

エ 消費税及び地方消費税、地方税に滞納がないことの証明書(証明年月日が申請書提出日以前3か月以内のもの) ※写し可

オ 部活動地域展開に係る地域クラブ等運營業務受注実績報告書(様式2及び任意様式別紙)

(2) 提出部数: 1部

(3) 申 込 先: 観音寺市教育委員会事務局 学校教育課 (観音寺市役所2階)

〒768-8601 香川県観音寺市坂本町一丁目1番1号

(4) 申込方法:

ア 申込期限: 令和8年5月18日(月)午後5時まで ※期限厳守

イ 提出方法: 持参(土曜日、日曜日及び祝日を除く午前9時から午後5時までの間)又は
郵送(書留又は簡易書留に限る。)5月15日(金)午後5時必着

(5) その他: 参加申込書等を提出後に辞退する場合は、速やかに辞退届(様式3)を提出すること。

8 応募資格

次の各号の全てに該当する者であること。

(1) 応募時において、本件該当業務について、観音寺市の「令和8・9年度物品の買入れ等に係る競争入札参加資格名簿」に登載又は登載の申請がされ、観音寺市が発注する物品の買入れ等の契約に係る指名停止措置を現に受けていない者

(2) 消費税及び地方消費税、地方税に滞納がない者

(3) 当該業務遂行に必要な知識・経験・技能等を有し、かつ、事業目的の達成及び事業計画の遂行に必要な組織及び人員、必要な各種法令に基づく許可等を有している者

(4) 令和5年度～令和7年度に部活動地域展開に係る地域クラブ等運營業務契約の実績がある者

(5) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者

(6) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に該当する団体に関与していない者及びその利益となる活動に関与していない者

(7) 会社更生法(平成14年法律第154号)、民事再生法(平成11年法律第225号)等により更生手続、再生手続等をしていない者

9 質疑回答

(1) 質疑方法: 本プロポーザルに関する質問は質疑書(様式4)により行うものとする。

(2) 提出方法: 電子メール

(3)提出期限: 令和8年5月13日(水) 午後5時まで ※期限厳守

(4)提出先: gakkou@city.kanonji.lg.jp

(5)質問に対する回答: 令和8年5月15日(金)までに、観音寺市ホームページに質問及び回答を掲載する。

10 参加資格決定通知

観音寺市は事業者から提出された参加申込書等の内容を審査し、令和8年5月19日(火)までに参加資格決定通知書を電子メールにて通知する。

11 提案書等の提出

(1)本プロポーザルに参加しようとする事業者は、次の書類を提出すること。

ア 提案書: 任意様式で、以下①～⑪の書類を順序にしたがって整えたもの。

11セット(正本1部、副本10部)

- ① 会社概要
- ② 業務実績
- ③ 受注者の連携体制・担当者の経歴
- ④ 指導者の採用体制
- ⑤ 指導者の研修体制
- ⑥ クラブ活動実施内容及び中学校部活動との連携体制
- ⑦ クラブ及び保護者との連絡体制
- ⑧ 集金業務内容及び集金方法
- ⑨ 労務管理体制
- ⑩ 危機管理体制
- ⑪ 発注者との相談・連携体制

イ 見積書及び見積内訳書:任意様式で作成すること。

1部

- ① 見積額は消費税及び地方消費税を含む額とし、委託期間に係る総額、年度別の見積額を明示すること。
- ② 見積額の内訳は、人件費、旅費、印刷正本費、役務費、保険料、管理費、消費税等を各項目ごとに記載すること。上記以外に必要な経費が発生する場合は、項目別に記述すること。
- ③ 事業所名、所在地及び代表者職・氏名を記載し、代表者印を押印すること。

(2)提案書の書式等

ア 原則として、A4縦型、横書き、左綴じで作成のこと。(A3版折込頁の挿入は可)

イ 各頁下部余白に頁番号を付すること。

ウ 記載する内容については、各事業者の創意工夫により、簡潔明瞭に作成すること。

エ 見積書及び提案書正本1部を除き、提案書副本10部には会社名、ロゴマークその他社名を識別しうる表示を一切記載しないこと。

(3)提出期限: 令和8年6月4日(木)午後5時まで ※期限厳守

(4)提出先: 7(3)申込先に同じ。

(5)提出方法: 持参(土曜日、日曜日及び祝日を除く午前9時から午後5時までの間)又は郵送(書留又は簡易書留に限る)令和8年6月4日(木)午後5時必着

(6)提案書の無効

次のいずれかに該当する場合は、その提案書を無効とする。

- ア 提案書の受領時に、8に定める資格要件を満たさない者が提出した提案書
- イ 虚偽の記載をした提案書
- ウ 提案書受付締切後に提出された提案書
- エ 提案限度額を超えた提案書

12 プレゼンテーション

事前に提出された提案書に基づき、プレゼンテーションを行い、その後引き続きヒアリングを受けること。

プレゼンテーションは、参加申込者が1者の場合も実施し、事業者の選定を行う。

提案書提出者が5者以上の場合は、審査委員会での事前書類審査にて、プレゼンテーション参加者を決定する場合がある。この場合において、全ての提案書提出者へ、事務局より速やかにメールにて通知する。

(1) 日時等

令和8年6月18日(木) 予定

参加者ごとの参集時間及び会場は、別途個別に通知する。

(2) 内容

ア 提出した提案書をもとに、プレゼンテーション(提案説明)を行うこと。

また、指定する時間までは会場外にて待機することとする。

イ 持ち時間は、機器の接続5分程度、プレゼンテーション 30 分以内、ヒアリング 10 分程度とする。

ウ 出席者は1事業者当たり2名までとする。

エ プレゼンテーション実施にあたり使用する備品等は、参加者が準備することとし、使用する備品等については事前に観音寺市学校教育課へ報告すること。(任意の様式で)

ただし、大型モニター、ケーブルについては観音寺市が準備する。

(3) 次のいずれかに該当する場合は、参加者を失格とする。

ア 無効な提案書を提出した者

イ 指定した時間に遅れた場合(災害等特別な事情がある場合を除く。)

ウ プレゼンテーションを欠席した場合(災害等特別な事情がある場合を除く。)

エ 「参加申込書を提出した日」から「選定委員会による事業者の選定が終了するまで」の間に、選定委員や事務局に不正に接触した者又は接触を試みた者

オ 提出書類に虚偽の記載をした者又は業務委託の要求基準を満たさない提案をした者

カ 提案の内容が、関連法令等の基準を満たしていない者

キ その他指定した事項に違反した場合

13 委託事業者選定

- (1) 観音寺市地域クラブ運營業務委託事業者選定委員会において、提案書及びプレゼンテーション(ヒアリングを含む。)の結果を総合的に審査し、評価得点が満点(審査委員数×100点)の6割を超えている事業者の中で評価得点の高い順に順位をつけ、最優秀提案者を決定する。評価得点が同数の場合は、見積額が低い事業者を選定する。1者のみでプレゼンテーションを実施した場合も、評価得点が6割を超えた場合に委託事業者として選定する。

(2) 選定基準

次の各項目について、評価を行う。(100点満点)

評価項目・基準		配点	
会社概要・実績			
1	会社概要	<ul style="list-style-type: none"> ・会社概要、企業理念、業務内容 ・観音寺市地域クラブ運営を行うに可能な規模か、緊急性を要する事項に即時対応が可能な体制（緊急対応のための来庁・来校が可能な距離に本社、支社、支店、営業所のいずれかを置いている等）であるか 	5
2	運営方針	<ul style="list-style-type: none"> ・中学生部活動地域展開における地域クラブ等運営業務に関する基本的な方針（中学生地域クラブ運営に関し、中学生の運動及び文化活動にふさわしい運営方針）が示されているか 	5
3	業務実績	直近3年間の全国での自治体・団体等の受注実績	5
		上記のうち、関西・中四国・九州地域での自治体・団体等の受注実績	5
4	受注者の連携体制 担当者の経歴	<ul style="list-style-type: none"> ・業務遂行のための適切な体制となっているか （人員配置・役割分担・責任者及び担当コーディネーターの経験年数、経歴、現在の業務内容） 	5
指導者人材採用・研修体制			
5	指導者の採用体制	<ul style="list-style-type: none"> ・指導者募集について、適正なシステムとなっているか ・指導を希望する兼職兼業教員へのアプローチは適正か ・指導者採用基準（経験、資格、クラブ員への関わり方等）は明確に示されているか ・指導者の安定した確保について期待できるか 	15
6	指導者の研修体制	<ul style="list-style-type: none"> ・指導者としての質を確保するための研修を行う体制が整っているか（研修プログラムや研修担当者の経歴、育成方法など） 	5
クラブ活動実施・連携体制等			
7	クラブ活動実施内容及び 中学校部活動との 連携体制	<ul style="list-style-type: none"> ・「観音寺市中学校部活動及び地域クラブ活動基本方針」に対応した実施内容となっているか ・中学校部活動と連携した指導や活動を実施することができる内容及び体制となっているか ・各中学校部活動顧問との連携体制は整っているか 	15
クラブ連絡体制及び集金業務			
8	クラブ及び保護者 との連絡体制	<ul style="list-style-type: none"> ・指導者及びクラブ員との連絡体制が整っているか ・指導者と保護者との連絡体制が適正か 	5
9	集金業務内容及び 集金方法	<ul style="list-style-type: none"> ・クラブ参加費集金業務について、各クラブ員から徴収するシステムは安全安心で、的確なシステム（現金は取り扱わない等）となっているか ・徴収した参加費の一部又は全額を観音寺市へ納入することが可能か ・収支の透明性は図られるか 	5

管理体制			
10	労務管理体制	<ul style="list-style-type: none"> ・指導者の勤務状況の把握、勤務評価の方法、その他労務管理の体制は整っているか ・指導者の評価を適正に実施し、指導やクラブ活動に課題がある場合は、指導改善、交代等の対応を行える体制が整っているか ・指導者への報酬等支払業務などについて、体制や支払システムが整っているか。 	5
11	危機管理体制	<ul style="list-style-type: none"> ・欠員・事故・トラブル・緊急時に迅速に対応できる体制が整っているか ・事故や怪我等不測の事態が生じた場合の責任の所在が明確であるか ・各種保険への加入等は適切か ・法令遵守、リスク管理(個人情報情報の漏洩防止)の体制は十分であるか 	10
12	発注者との相談・連携体制	<ul style="list-style-type: none"> ・観音寺市教育委員会との連絡が速やかに行える体制が整っているか ・観音寺市教育委員会、学校からの要望、苦情等に適切に対応できる体制となっているか ・観音寺市教育委員会へのサポート体制は充実しているか 	5
経費			
13	見積金額	採点基準表により算出された得点 (予定価格と提案価格との比較)	10
合 計			100

(3) 選定結果の通知

ヒアリング終了後、令和8年6月25日(木)までに個別に電子メールにて通知し、後日正式に文書にて通知する。

ただし、当該事業者の結果のみを通知することとする。

(4) 審査結果に対して異議を申し立てることはできない。

(5) 契約締結の交渉

選定された事業者に対して、提案書の内容をもとに協議し、必要があれば契約を締結するための仕様書等の調整を行った後、正式な見積書を徴収することとする。

14 その他

(1) 経費負担

提案書の提出等、本プロポーザルに要する全ての経費は提案者の負担とする。やむを得ない理由により、本プロポーザルが中止になった場合においても同様とする。

(2) 提出書類等

ア 提出された書類等は、本プロポーザルの目的以外では提案者に無断で使用しない。

イ 提出された書類等は、返却しない。

ウ 提出された書類等は、観音寺市が観音寺市地域クラブ運営業務を委託する事業者を選定するための資料であり、その著作権等の主張は認めないものとする。

(3) 情報公開

提出された提案書は、情報公開請求を受けたときは、観音寺市情報公開条例の定めるところに

より、公開対象の行政文書となる場合がある。

(4) 問合せ先

〒768-8601 香川県観音寺市坂本町一丁目1番1号
観音寺市教育委員会事務局 学校教育課 担当：森、西野
Tel 0875-23-3938
Fax 0875-23-3925
電子メールアドレス:gakkou@city.kanonji.lg.jp